

阿見町市民公益活動支援制度要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域ニーズに即した新たな活動を創出し、及び市民活動団体の専門性や柔軟性等の特色を活かした事業を実施することにより、地域の活性化や地域課題の解決を図り、もって町民が主体的に活動する新たなまちづくりを促進することを目的として、町が認定した市民公益活動事業を実施する市民公益活動団体に対して支援を行う市民公益活動支援制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民公益活動 営利を目的とせず広く社会を良くするために自発的に行う公益的な活動で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 地域社会に貢献する活動

イ 継続的かつ計画的な活動

(2) 市民公益活動事業 次のいずれにも該当する市民公益活動を行う事業であって、町が認定するものをいう。

ア 町民等を対象として、主に町内で実施する事業であること。

イ 市民活動団体が自ら企画する事業であること又は当該事業についてその拡充又は発展を図る事業であること。

ウ 市民活動団体の先駆性、専門性、柔軟性等の特性を活かした事業であること。

エ 協働のまちづくりの発展に繋がる事業であること。

オ 支援を受けようとする年度内に完了する事業であること。

カ 次のいずれにも該当しない事業であること。

(ア) 個人又は市民活動団体の構成員のみを対象とする事業

(イ) 施設等の建設及び整備を目的とする事業

(ウ) 国、地方公共公益等の公的機関から他に補助金等を受ける事業

(エ) (ア)から(ウ)に掲げる事業のほか、町長が適当でないとする事業

(3) 市民活動団体 次のいずれかに該当する団体をいう。

ア 特定非営利活動法人

イ ボランティア団体その他の主として社会貢献活動を実施する団体

ウ 行政区その他の地縁団体

エ 公益社団法人及び公益財団法人

オ 社会福祉法人、学校法人、医療法人その他の法に基づく法人

(4) 市民公益活動団体 次のいずれにも該当する市民活動団体であって、市民公益活動事業の実施主体となるものをいう。

- ア 町内に事務所を有し、又は町内に主な活動の拠点があること。
- イ 構成員が 5 人以上で、町内に在住し、又は在勤し、若しくは在学する者(以下「町民等」という。)が含まれていること。
- ウ 活動の目的が定款、規約、会則等で定めてあること。
- エ 行政機関を事務局としていない団体であること。
- オ 事業計画、予算及び決算を示すことができる団体であること。
- カ 次のいずれにも該当しない団体であること。
 - (ア) 特定の個人又は自らの利潤を追求することを目的とする団体
 - (イ) 選挙活動若しくは政治的活動又は宗教的活動を目的とする団体
 - (ウ) 暴力団(阿見町暴力団排除条例(平成 23 年阿見町条例第 19 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。)又はその関係者(暴力団の構成員及び暴力団の維持運営等に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。)の統制下にある団体
 - (エ) (ア)から(ウ)に掲げる団体のほか、法令又は公序良俗に反する活動を行っている」と認められる団体

(募集)

第 3 条 町長は、市民公益活動支援制度の実施に当たり、その対象となる事業を公募により募集するものとする。この場合において、募集は、次に掲げる区分に応じて行うものとする。

- (1) 行政連携部門 市民活動団体が自主的に行う市民公益活動事業のうち、町が提示した課題について、担当課と協議のうえ行うもの
- (2) 市民アイデア部門 市民活動団体が自主的に行う市民公益活動事業のうち、行政連携部門に該当する事業を除くもの

(認定の申込み)

第 4 条 前条の募集に応じ、市民公益活動事業に係る認定を受けようとする市民活動団体(以下「申込団体」という。)は、その代表者を定め、阿見町市民公益活動事業認定申込書(様式第 1 号。以下「申込書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 市民公益活動事業計画書
- (2) 市民公益活動事業収支予算書
- (3) 申込団体概要書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(委員会の意見の聴取等)

第 5 条 町長は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、その採択又は不採択を決定するものとする。この場合において、町長は、その審査に当たり、阿見町協働のまちづくり運営委員会(以下「委員会」という。)に意見を求めることができる。

2 委員会は、前項の意見を述べるに当たり、別表に定める基準に基づいて協議を行うものとする。

3 前項の協議に当たり、町長は、前条の規定に基づき提出された申込書その他の書類の写しを委員会に提供するものとする。この場合において、申込書その他の書類に記載された個人情報その他の情報の提供に係る申込団体の同意は、前条の規定による申込みがあったことをもって同意があったものとみなす。

(認定)

第6条 町長は、前条第1項の審査を行い、採択することを決定したときは、当該採択に係る事業を市民公益活動事業として認定し、その実施主体である市民公益活動団体に対して、阿見町市民公益活動事業認定書(様式第2号)を送付するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 市民公益活動団体は、市民公益活動事業の内容を変更し、又は市民公益活動事業を中止し若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ町長と協議しなければならない。

2 町長は、必要があると認める場合は、市民公益活動事業の実施に関して、市民公益活動団体に対し報告を求めることができる。

(報告)

第8条 市民公益活動団体は、市民公益活動事業が完了したときは、阿見町市民公益活動事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 市民公益活動事業報告書
- (2) 市民公益活動事業自己評価表
- (3) 市民公益活動事業収支決算書
- (4) 市民公益活動事業実施に係る記録写真、資料等
- (5) その他町長が必要と認める書類

(公表)

第9条 町長は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 市民公益活動団体の名称
- (2) 市民公益活動事業の名称及び概要並びに事業費
- (3) 前項の規定により報告された内容の概要

(支援)

第10条 町は、市民公益活動団体に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 阿見町市民公益活動支援制度助成金交付要綱(平成29年阿見町告示第 号)に基づく助成金の交付
- (2) 市民公益活動団体が行う市民公益活動事業に係る後援、共催その他の支援
- (3) 市民公益活動団体が町の施設等を利用して市民公益活動事業を行う場合における支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民公益活動団体に対する助言その他の支援

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，町長が別に定める。

附 則

この告示は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

| 項目 | 講評内容 |
|-----|--------------------------------------------------------------|
| 妥当性 | 趣旨や目的が明確であり、内容や規模等が広く町民の共感を得られるものであるか。 |
| 実現性 | 具体的な方法(計画、手段等)が示され、目的の成果が見込まれるものであり、十分な組織体制を備えているか。 |
| 公益性 | 地域や行政の課題解決に繋がるものであり、不特定多数の者の利益が期待できるものであるか。 |
| 継続性 | 団体の専門性を活かした継続的又は持続的な事業計画であり、実施により団体の公益性が増して組織力の向上に繋がるものであるか。 |
| 発展性 | 事業を継続することにより、地域の自主的な活動の促進や発展及び協働のまちづくりの発展に繋がるものであるか。 |